

輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち
EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）実施要領

3 農産第 2281 号
令和 3 年 12 月 24 日
農林水産省農産局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類欄の 1 の（1）のイの輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2771 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

実施要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 2 の農産局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 1 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合若しくは輸出組合又は法人格を有しない団体であって農産局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること
 - (2) 代表者の定めがあること
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること
 - (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第 5 の 1 の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別紙様式第 1 号を併せて農産局長に提出して、その承認を受けるものとする。
- 4 1 又は 2 に掲げる団体は、次に掲げる全てを満たす場合に限り、事業実施主体となることができるものとする。
 - (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であること
 - (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えている団体である

こと

- (3) 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること
- (4) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合にあってはその者、法人である場合にあってはその役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合にあってはその代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと

第3 事業内容

輸出拡大実行戦略に基づき、マーケットインの発想に立った輸出の拡大に向け、茶の製造事業者やこれらに食品接触材を提供する容器包装等製造事業者に対して、EUが求める食品接触材に関する適合宣言書の作成等への対応に必要な経費を支援する。

（補助対象経費）

謝金、賃金、役務費、賃借料、包材・食品分析費、委託費、翻訳費、消耗品費等

第4 事業の実施期間

交付決定日から当該交付決定のあった日の属する年度の3月31日までとする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 必須となる基準

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること

2 優先採択に係る基準

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第34条第1項の規定に基づく輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づく計画の認定を受けた事業実施主体であること

第6 成果目標

事業終了年度までにEUが求める適合宣言書を1点以上作成し、かつ、事業終了年度の翌年度までに当該宣言書に基づき、食品接触材と茶製品が一体的にEUに輸出できたことを確認すること。

第7 事業実施手続

- 1 事業実施計画書の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1に基づく事業実施計画について、別紙様式第2号により作成し、農産局長に対し承認申請するものとする。

なお、農産局長が別に定める輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうちEU向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画は、実施要綱第5の1に基づく事業実施計画についての農産局長の承認を得たものとみなす。

ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第11の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画書の重要な変更

実施要綱第5の2の農産局長等が別に定める重要な変更は、交付要綱別表1の区分の1の（1）のイのEU向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）の「重要な変更」の欄に掲げるもののほか、次に掲げる変更とする。

- (1) 事業内容の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

3 事業の委託

(1) 事業実施主体は、本事業達成のため、他の者に本事業の一部を委託して行わせる必要があるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ別紙様式第2号の別添の第1の総括表の「事業の委託」及び「備考」欄に記載することにより、農産局長の承認を得るものとする。

ア 委託先が決定しているときは委託先名

イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費

(2) 事業実施主体は、委託に要する経費について、原則として、経済性の観点から相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者の見積りを積算内訳の根拠とするものとする。

相見積りを取らない場合又は最低価格を提示した見積りを積算内訳としない場合には、その理由を明らかにした理由書を提出するものとする。

(3) 事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託内容を具体的に明記するとともに、原則として、当該委託契約に伴う全ての権利が事業実施主体に帰属する旨を明記するものとする。

(4) 事業実施主体は、委託した業務が委託契約に定めたとおりに終了したことを、委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

4 事業の着手

(1) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手するものとする。

ただし、実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合においては、事業実施主体は、交付決定前に事業に着手することが

できるものとする。この場合においては、事業実施主体は、あらかじめ農産局長の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第3号により農産局長に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となつてから、事業に着手するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に事業に着手した場合には、交付要綱第5の1の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 農産局長は、(1)のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の4月10日までに農産局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）第6条第1項の規定に基づき実績報告書を提出する場合には、同報告書の提出をもってこれに代えることができる。

2 事業成果の報告

事業実施主体は、事業実施期間内に、本事業で作成した適合宣言書に基づき食品接触材と茶製品が一体的にEUに輸出できたことが確認できなかった場合には、事業の成果について、事業終了年度の翌年度に、別紙様式第4号により事業成果報告書を作成し、当該会計年度終了後1か月以内に事業承認者に報告するものとする。

第9 助成

- 1 事業実施主体が他の助成により現に実施し、又は既に実施を完了した事業については、補助対象としないものとする。

- 2 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

3 補助金の返還

- (1) 国は、本事業の実施が事業実施計画に従って適正かつ効率的に行われていないと判断する場合において、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることが

できるものとする。

- (2) (1)の返還については、自然災害等の事業実施主体の責めに帰さない事情により、事業実施計画に定められた取組が行われなかったことが確認できる場合にあっては、その対象としないことができるものとする。

第10 申請できない経費

次に掲げる経費は、本事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めないものとする。

- 1 本事業に係る業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- 2 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 3 補助金の交付決定前に発生した経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
- 5 パソコン、デジタルカメラ等、本事業の終了後も利用可能な汎用性の高いものの取得に要する経費
- 6 飲食費
- 7 査証又はパスポートの取得及び傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 8 輸送に係る関税及び公租公課に要する経費
- 9 宿泊施設の付加サービス（ミニバー、ランドリー、電話、インターネット等）の利用に要する経費
- 10 粗品やノベルティグッズの購入経費
- 11 日本国内の移動に係るタクシー経費（公共交通機関の状況等に照らし、やむを得ない場合を除く。）
- 12 他の事業と区分することができない経費
- 13 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第11 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に帰属することとする。この場合においては、次の1から4までに定めるところにより特許権等を取り扱うものとする。事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に取り扱うものとする。

- 1 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願又は取得を行った場合には、別紙様式第5号により遅滞なく農産局長に報告すること

- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること
- 4 本事業期間中及び本事業終了後3年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農産局長と協議して承諾を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと

第12 収益納付

- 1 事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合には、実施要綱第8の1の規定に基づき、別紙様式第6号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月末日までに農産局長に報告するものとする。

なお、農産局長は、特に必要と認める場合にあっては、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 農産局長は、1の報告により事業実施主体が相当の収益を得たと認めるときは、次に掲げる金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
 - (1) 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗じて得た額
 - (2) 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、農産局長は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第13 指導監督

農産局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し適切な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況

及び事業効果の把握に努めるものとし、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

附 則

この要領は、令和3年12月24日から施行する。

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち EU 向け食品接触材の適合
宣言書作成支援事業（茶）特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 年 月～ 年 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
 - (3) その他参考資料

(注) 1 「8 事業実施計画の内容」については、事業実施計画の添付をもって記載に代えることができる。
2 「10 添付書類」について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和3年度輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうちEU向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）の申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

- （注）
- 1 関係書類として別添を添付すること。
 - 2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第5の1」を「第5の2」とすること。
 - 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略すること。
 - 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
 - 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和3年度輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうちEU向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合	計					

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付要綱別表1のEU向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業(茶)の項の経費の欄の区分により記入すること。
- 3 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。
- 4 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ合計の備考欄に記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

1. 事業実施主体の概要

事業名	輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）
-----	---

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail URL			
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail URL			

2. 事業の目的

--

(注) 茶を輸出するに当たり、適合宣言書を作成しようとする食品接触材の種類や作成しなければならない理由が分かるよう記載すること。

3. 事業の内容

ア：実施内容
イ：実施方法
ウ：実施体制（事業実施、経理その他管理体制） (注) 事業担当の氏名及び役割、委託する場合の委託先との関係並びに委託内容を図表等により記載すること。
エ：実施スケジュール
オ：成果目標 (注) 事業終了年度までに EU が求める適合宣言書を 1 点以上作成し、かつ、当該宣言書に基づき、食品接触材と茶製品が一体的に EU に輸出できたことを確認するという目標を設定すること。

4. 添付書類

必要に応じて資料を添付すること。

(注) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

(別添)

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注:「事業費」欄は、総事業費(税込)とします。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）に関する事業成果報告書

輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）実施要領（令和3年12月24日付け3農産第2281号農林水産省農産局長通知）第8の2に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業の内容
- 2 適合宣言書を作成した数
- 3 添付書類
 - (1) 2の適合宣言書それぞれについて、適合宣言書を作成した食品接触材と茶製品が一体的にEUに輸出できたことを確認できる書類（任意様式）
 - (2) その他参考資料

以上

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）に関する特許権等出願報告書

輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）実施要領（令和3年12月24日付け3農産第2281号農林水産省農産局長通知）第11に基づき、令和〇年度の特許権等出願の状況について、下記のとおり報告する。

記

- 1 技術開発課題名
- 2 出願した特許権等の内容
 - (1) 番号
 - (2) 出願日
 - (3) 発明の名称
 - (4) 種類
 - (5) 出願人
 - (6) 発明者

以上

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）に関する収益状況報告書

令和〇年〇月〇日付け第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）実施要領（令和3年12月24日付け3農産第2281号農林水産省農産局長通知）第12に基づき、令和〇年度の収益の状況について下記のとおり報告する。

記

- | | |
|---------------------|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 補助事業の実施により得られた収益額 | 円 |
| 3 補助事業の成果の企業化による収益額 | 円 |
| 4 補助事業に関連して支出された総額 | 円 |
| 5 企業化に係る総費用 | 円 |
| 6 企業化事業において利用される割合 | % |
| 7 補助金の確定額 | 円 |
| 8 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 9 本年度収益納付額 | 円 |

（注）各項目の算出の根拠となる資料を添付すること。

以上